

第4回 岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門審議会概要

1 日 時 平成31年1月25日（金）午後2時00分～午後3時50分

2 場 所 市役所本庁舎3階第3会議室

3 出席者

委 員 藤原会長、小寺副会長、沖津委員、香川委員、加藤委員、川崎委員、小山委員、島原委員、難波委員、間嶋委員

岡山市	門田環境局長	河原下水道施設部長
	石井環境局次長	三谷下水道施設部参事
	國米環境事業担当部長	堀江下水道施設管理課長
	岡崎環境事業課長	三谷下水道経営企画課長
	その他関係部局職員	山川下水道河川計画課長

4 傍聴人 無し

5 会議の概要

① 開 会

事務局から第4回審議会の開会の挨拶があり、会長の進行により審議が始まる。会長より、前回の第3回審議会議事録概要を配布する。

② 議事（1）「平成31年度以降の合理化事業に関する提言書（案）」について、事務局から説明を行う。

【提言書（案） 第2節（1）について】

会 長：第2節の（1）の合理化事業についてという文章が、提言書の中でここだけが説明文になっており、改めて記載する必要があるかどうか。

委 員：第2節の（1）については改善の必要があると考える。「併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な事業を講ずることができる」とされました。」とある部分が条文をまとめた形になっており、記載するので有れば、法律の文言をすべて引用すべきである。さらに、「合理化事業計画の策定要領」等で、解釈によっては市が、国のお墨付きで「援助や、転廃交付金等を交付することができる」と、権限を付与されているかのような記載になっており、行政が恣意的に条文をまとめるのは問題である。

岡山市：第2節の（1）の部分は3次の提言書を参考に作成している。基本的な考え方としては変わらないので引用しているが、記載の有無・内容についてはご審議いただきたい。

委員：第2節の（1）の部分は削除してもいいのでは。合理化事業を行うことが前提であるような印象を受ける。

会長：第2節の（1）は削除してよいか。

「異議なし」と呼ぶ声あり。

【提言書と意見書の関係について】

副会長：第3回審議会以降、各委員から出された意見がどういうもので、提言書にどのように反映されているかが分からない。また、今後の合理化事業の審議のあり方等についての意見（以下「意見書（案）」という。）と提言書はどのような関係になるのか教えて欲しい。

岡山市：提言書については、第4次合理化事業計画を実施する基になるものである。意見書（案）については、各委員から出された意見から、事務局の説明等も含めた第4次以降の審議の進行、あり方を意見という形で作成したものである。

会長：各委員の意見一覧表は用意しており、今希望があったので配布してはどうか。

※事務局より各委員意見一覧表（以下、「意見一覧表」という。）を配布する。

会長：一切手を加えていない意見であり、提言書の中に含まれているものもあるが主には、意見書（案）のほうに集約している。意見書（案）の説明を事務局にお願いしたい。

※意見書（案）について事務局より説明を行う。

会長：意見一覧表から盛り込んだ意見書（案）と提言書それぞれについて議論していきたい。

【提言書（案）離職者補償について】

委員：提言書の第2節（4）に、次の文言を加えるよう求める。「なお、一部の委員から、し尿処理業者は長期間にわたる代替業務の提供を受けている実態を考慮すれば、し尿処理業者は転業に必要な知識・技術を習得し、既に円滑な事業転換が可能な時期にあると判断すべきであるから、離職者補償を適用すべき

でないとの意見があった。」という付記を求める。

副会長：離職者補償の可否については意見の分かれた論点であるので、第2節（4）の反対意見を載せている箇所に加えたらいいのではないかと。

会 長：（提言書の文書のつながりも考えて）離職者補償については、まとめてただし書きをすることとする。

【意見一覧表について】

委 員：意見一覧表は、これまでの議論の中で各委員が考えられた意見であり、非常に重要である。提言書に盛り込まないというのは、審議会の議論が無駄になる。

副会長：意見書(案)については、今後の審議会のあり方についてまとめたものなので、提言書の第3節として盛り込み、意見一覧表については、「なお、このほかにも別紙一覧表のとおり意見が出されているので参考にされたい。」とし、第4節として、「最後に」とするのはどうか。

委 員：意見一覧表は、もし次回の審議があれば、本当に参考になる。意見書（案）を第4次の提言書に盛り込むのは脱線する部分もあるかもしれないが、重要な意見だということであれば盛り込み、別紙で参考資料として、意見一覧表を添付するのがよい。

会 長：議論をこれまでしておきながら、意見一覧表にある議論についての否定的な意見が、なぜ審議会の時に出なかったのかという部分が少し気になる。各委員の意見をもっと早い段階で集めて、しっかり議論して提言書をまとめていくべきであり、議論のあり方についてももう一度考える必要がある。意見一覧表として、羅列で終わってしまうのは少し問題を感じる。ただ、意見一覧表を添付することについては、次回の審議会への引き継ぎとして良いと思う。全ての委員の意見ではないが、この意見一覧表を添付しておくということではどうか。

委 員：事務局には、提言書と意見一覧表を一体のものとして扱って欲しい。提言書の一部として存在するという扱いにして欲しい。

【意見書（案）について】

会 長：提言書と意見書（案）も一体として扱うのかどうか。意見一覧表は参考として提言書に添付することになったが、もう一つの意見書（案）はどう取り扱うのか。

岡山市：意見一覧表と意見書（案）を両方、提言書に載せるということではどうか。

会 長：提言書は最終的には市長に報告するのか。

岡山市：はい。

会 長：市長に報告する提言者の中に、いきなり意見一覧表が入っていいのか。それとも意見書（案）と一体として、意見書を出すときに参考にとする方がいいのか。

委 員：意見一覧表において、各委員が議論の最終的な意見を述べているのに、提言にしないのは疑問であるし、強く抗議したい。

岡山市：提言書の中に、各委員から出た意見をまとめた意見書（案）を作成したことを記載し、意見一覧表は別紙として添付するので参考とすることとすれば、それぞれがつながるのではないか。

副会長：意見書（案）を独立させるのではなく、提言書の中に記載するのは駄目なのか。

会 長：駄目ではないが過去の審議会に則り、提言書と意見書を分けて作成した。変えることはできるのでは。提言書の中に意見書（案）を項目として記載すれば全て網羅できる。他の委員の意見はどうか。

委 員：提言書は、今までの審議を重ねた結果決定したものであり、意見一覧表を提言書に載せるのは意味合いが違ってくる。意見一覧表は、審議会で発言すべきだった意見、採用されなかった思いも載せており、添付するのであれば意見書（案）が適切ではないか。提言書に意見一覧表を載せてしまうと、何が決まったのかという印象を最終的に与えてしまう。

委 員：意見書（案）の内容について委員の合意が得られているのなら、提言書の中に盛り込むのがいいのでは。意見一覧表を添付するのであれば、意見書（案）はなくてもいいのでは。

会 長：意見書（案）については何も議論されていない。提言書に記載するのであれば、議論が必要である。合意したものしか提言書に記載しないという考え方でいくのなら意見書（案）と提言書は分けなければいけない。

委 員：提言書で「必ずしも全委員の意見が一致したものではない。」と記載しており、どういう点で相違していたのかが記載されている意見一覧表を添付することが提言書の合意の条件であり、提言書の一部として示すべきである。

会 長：意見一覧表がしっかり引き継がれることが大事であって、提言書への添付がな

ければ提言書全体の合意にならないという考えがよく分からないが。

委員：審議会で、委員の意見が一致しないのは当然想定できることである。それでも提言書を出すのであれば、「全委員の意見が一致したものではない」ということを確認した上で、提言書を審議会の意見とすることは構わない。ただ、どの部分が一致してなかったのかが分かる為にも、意見一覧表を提言書と一体にするということである。今回の審議会において、第3次の各委員の意見が記載された別紙が、提出を求めないと出てこなかった。事務局には、提言書と意見一覧表を別物として扱うというのは、提言書の扱い方として、不適切であると認識して欲しい。

会長：整理すると、意見一覧表を提言書に添付する案、意見書（案）に意見一覧表を添付する案、提言書に両方盛り込む案になる。提言書に意見書（案）を盛り込むのであれば、内容の合意が必要だと思う。意見はどうか。

副会長：第3次の審議会の提言書と同様に、提言書と一体のものとして、別紙として意見一覧表を添付すればいいのでは。

岡山市：第3次の提言書から別紙が意図的に外されたような印象を与えてしまったが、当然、今後は提言書と意見一覧表を一体として取り扱う。

会長：提言書に意見一覧表を添付するのであれば、意見書（案）は必要ないと思う。意見書（案）がない方が、かえって集約された意見に惑わされずにいいのでは。提言書に意見一覧表を添付するという事でまとめてよいか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

③ 議事（2）その他について
事務局から特にないことを伝える。

④ 会長の挨拶をもって、閉会とする。

門田環境局長より、提言内容をもとに平成31年度以降の合理化事業を進めていくこと、審議会の中での指摘に対して、今後の審議に活かしていくことを述べ、最後に審議会各委員に対して、合理化事業の審議に対する感謝の挨拶を行う。